率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{12} ＝ 0.020

Y_{13} ＝ 0.016

α　第２号算式の符号αに同じ。

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.003

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務

率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{11} ＝ 0.022

Y_{12} ＝ 0.019

Y_{13} ＝ 0.016

α　第２号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.024

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01289
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01799

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務